

# 新型コロナウイルス感染症等に罹患した際の 授業・試験の欠席について

新型コロナウイルス感染症等の罹患により、授業・試験を欠席した場合は以下の手続きを行うことで「公欠」として扱います

はじめに行うこと！

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザと診断された場合、  
「感染症の罹患報告書」に入力します <https://forms.office.com/r/gEmKS+KF9u>

## <出席停止期間>

- 1.新型コロナウイルス感染症と診断の場合  
発症した日を0日目として5日間経過し、かつ、症状軽快後1日間経過するまで
- 2.インフルエンザと診断の場合  
発症した日を0日目として5日間経過し、かつ、解熱してから2日間経過するまで

## <提出書類>

- ・「授業公欠届（感染症）\_生命体提出用.docx」
- ・病院を受診し、診断結果が分かるもの

## <手続きの流れ>

①提出書類「授業公欠届（感染症）.docx」と「病院を受診し、診断結果が分かるもの」のコピーを準備する

②教務・入試係（[sei-nyushi@jimu.kyutech.ac.jp](mailto:sei-nyushi@jimu.kyutech.ac.jp)）へ提出する  
（①はWordファイル形式で送付ください）

③授業担当教員へ連絡、公欠に伴う授業に関する指示を受ける

## <その他>

健康面や心理面の不安や悩みを相談したい場合は、保健センターにご連絡ください  
保健センターHP：<https://hoken.jimu.kyutech.ac.jp/topics/detail.html?id=0000335>  
若松地区保健センター：[hok-sehoken@jimu.kyutech.ac.jp](mailto:hok-sehoken@jimu.kyutech.ac.jp)（093-695-6017）